

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第57号

### 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例(平成26年相模原市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第23条及び第28条中「清算金額」を「清算金の額」に改める。

第34条の見出し中「清算金等」を「清算金」に改める。

第36条第1項中「(前条)を「の額(前条)に、「この条」を「この項及び第37条」に、「の額が」を「が」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、清算金の額が5万円以上の場合であって、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため、当該清算金を同表に定める期限内に分割納付することが困難であると施行者が認めるときは、同表の規定にかかわらず、分割徴収する期限を10年以内とし、規則で定めるところにより分割徴収することができる。

第36条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「の分割納付を」を「を分割納付」に改め、同条に次の1項を加える。

4 施行者は、仮換地の使用又は収益を開始することができることとなった日以後に当該仮換地に対応する従前の宅地の評価が是正されたことにより生じた清算金(第31条の規定により当該宅地の価額を減ずることにより生じた清算金を除く。)を前項の承認を受けて分割納付する者に対し、当該清算金に付すべき利子の支払に要する費用を助成することができる。

第37条中「清算金を」を「前条第1項の規定により清算金を」に、「清算金の総額」を「当該清算金の額」に、「別表に掲げる回数」を「分割回数」に改める。

第39条中「施行者は、」の次に「第36条第3項の承認を受けて」を加え、

「分割して納付すべき」を「分割納付すべき」に改める。

別表中「総額」を「額」に、「分割徴収」を「分割徴収し、」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。